

令和8年度板橋区ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

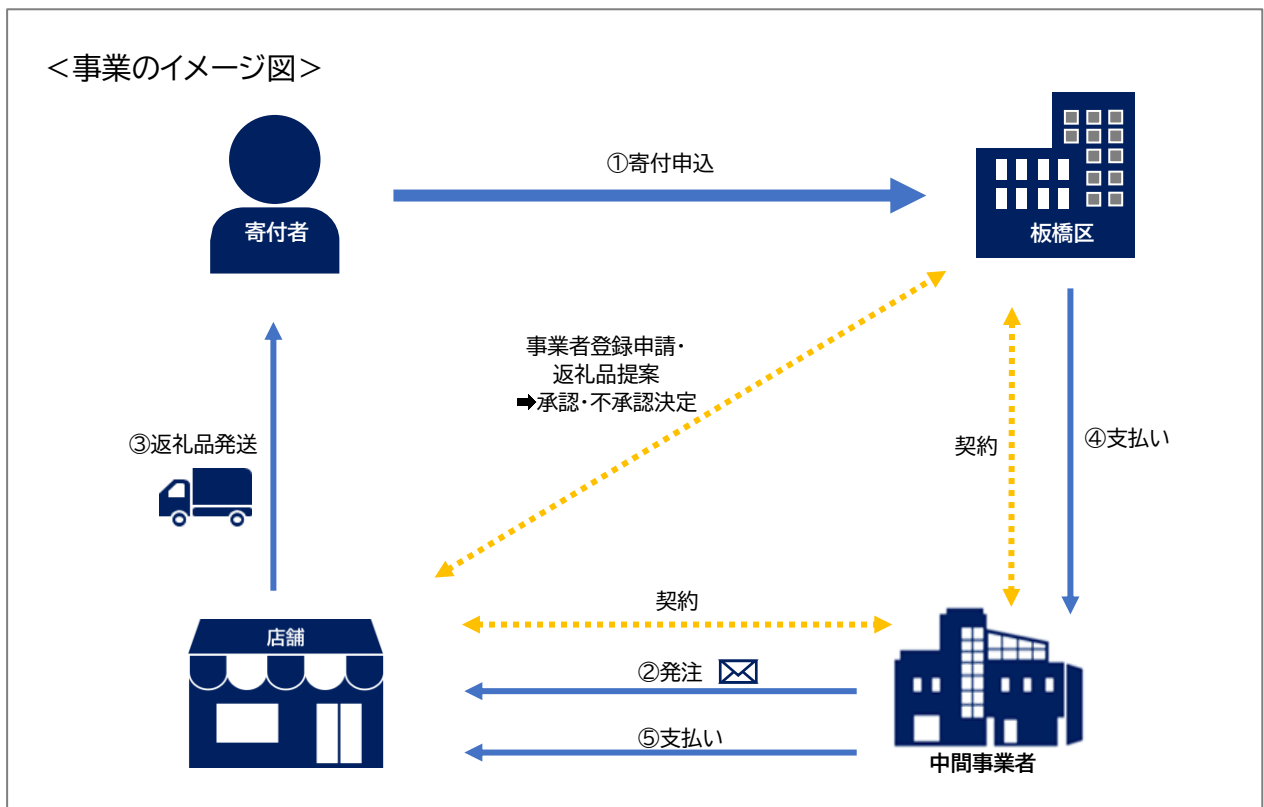
1 目的

ふるさと納税制度により板橋区(以下、「区」という。)に寄付を行った区外在住者に対して、感謝の意を表するとともに、板橋区の魅力発信や区内産業の活性化を図ることを目的として、寄付者に贈呈する返礼品(以下、「返礼品」という。)を提供する事業者(以下、「協力事業者」という。)を募集する。

2 事業概要(寄付申込から支払いまでの流れ)

ふるさと納税とは、日本国内に居住する個人が、自分の選んだ自治体に寄付を行った場合に、税の控除等が受けられるとともに、当該自治体以外の在住者の場合、お礼の品として地域の特産物等を受け取れる制度である。協力事業者は、寄付者が選択した返礼品について、ふるさと納税運営支援業務を委託している事業者(以下、「中間事業者」という。)を通じて発送の依頼があった際に、寄付者に直接返礼品の発送を行う。寄付申込から支払いまでの流れは以下のとおり。

- (1) 寄付者から区への寄付の申込
- (2) 中間事業者から協力事業者に返礼品発注
- (3) 協力事業者から寄付者に返礼品発送
- (4) 中間事業者と区において、代金請求及び支払い手続き
- (5) 協力事業者に対し、中間事業者が返礼品代金の支払い手続き



3 協力事業者の要件

協力事業者として登録できるものは、以下の要件をすべて満たすものとする。

※ただし、要件をすべて満たしている場合でも、総合的に判断して、区が協力事業者として適当でないと認めた場合は、協力事業者として登録できない。

- (1)原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人、団体又は個人事業主であって、区の魅力発信や産業振興に関する取組を理解し、協力実績があること。

※例：「板橋のいっぴん」認定事業者、板橋区伝統工芸保存会・板橋区印刷分科会に所属する事業者、区主催イベント等の協力事業者等

- (2)食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、各種法令例規等を遵守し、生産・製造・販売等を行っていること。
- (3)事業主または法人にかかる住民税(都民税・区民税)の滞納がないこと。
- (4)協力事業者もしくは当該事業者の役員または当該事業者の経営に実質的に関与する者が、東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年10月30日条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5)破産手続き開始、再生手続き開始、更正手続き開始又は特別清算開始の申立てをしていないこと。
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和第23法律第122号)に規定する営業又はこれらに類する営業を行っていないこと。
- (7)個人情報情報の取扱いについて、東京都板橋区個人情報保護法施行条例(令和4年12月19日条例第54号)及び関係法令を遵守するとともに、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。
- (8)原則として、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。
※システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れる等のセキュリティ対策を講ずること。
※システムの使用マニュアルは、中間事業者との契約後、別途、提供する。
- (9)区又は中間事業者の求めに応じて、事業者や返礼品に関する情報(製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等)及び返礼品サンプル(費用負担を含む)等を提供できること。
- (10)返礼品の提供に関する問合せ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害が生じた場合に適切な対応が可能であり、またその対応等について、中間事業者へ速やかに報告できること。

4 返礼品の選定基準

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1)令和8年9月30日までにおいては、平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)に適合するものであること。また、令和8年10月1日以降においては、同告示第6条に規定する総務大臣が定める基準に適合するものであること。

※別表1「地場産品基準(抜粋)」参照。

※総務省ふるさと納税ポータルサイト参照

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_s_eido/furusato/archive/

- (2)以下①から④のいずれかの条件を満たし、区の魅力発信や産業振興に寄与すると区が認めるもの。

①「板橋のいっぴん」認定事業者が提供する物品または役務。

②「板橋区伝統工芸保存会」に所属する事業者が提供する伝統工芸に関連する物品または役務

③「板橋区印刷分科会」に所属する事業者が提供する「絵本のまち板橋」の魅力発信に資する物品または役務

④その他、区主催のイベント等の協力事業者が提供する物品または役務。

- (3)品質及び数量において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間又は数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できるものは除く。

- (4)自ら生産・製造したもの以外の場合は、板橋区ふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

- (5)キャラクター等を使用するもので、協力事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

- (6)中間事業者からの発注があった際に、原則として1か月以内に寄付者が指定する送付先に発送できる商品であること。ただし、発送時期を明示したうえで受付を行うものはこの限りでない。

- (7)寄付者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある商品については、その対応が可能な体制が構築されていること。

5 中間事業者との契約

区では、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄付者データの適正管理及び寄付者からの問合せ対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を委託している。返礼品が承認された場合には、区が指定する中間事業者と協力事業者が返礼品の供給に係る契約を取り交わすこと。

<令和8年度 中間事業者>

事業者名:株式会社さとふる

住 所:東京都中央区京橋2-2-1

代表者名:代表取締役社長 藤井 宏明

6 返礼品の提供価格及び寄付金額の設定

- (1)返礼品の提供価格は、商品または商品群の本体価格の他、荷造り・箱・梱包代・消費税を含めた価格とすること。
- (2)寄付金額は、返礼品提供価格に3分の 10 をかけた額(千円未満切上げ)を下限として、区が定める。

7 返礼品の発送

- (1)協力事業者は、中間事業者が指定する配送業者を利用すること。
- (2)中間事業者からの発注依頼及び集荷日程通知を受けた協力事業者は、原則1か月以内に寄付者が指定する送付先に送付すること。ただし寄付者が受取日を指定した場合及び返礼品が季節限定品である場合等、特別な事情を除く。
- (3)区が、板橋区PRのためのリーフレット等の同梱依頼した場合は、可能な限り協力すること。また、自社の商品カタログ・チラシ等についても、あらかじめ区にサンプル又はデータを提出し承認を得た上で同梱することができるものとする。いずれも送料に影響しない範囲で行うものとする。

8 支払いの流れ

- (1)中間事業者は、集荷実績日の月末を締日とし、翌月 10 日前後に一か月分の「支払通知書/支払い明細書」を、協力事業者宛メールにて送付する。協力事業者は、伝票の控え等と照合し、内容・金額等に相違がないか確認する。相違する場合は、伝票等の証明するものを添えて中間事業者宛に連絡すること。
- (2)確定した返礼品協力事業者への支払いは、中間事業者が、集荷実績日の翌月末に、振込手数料を控除した金額を協力事業者の指定口座へ振込することにより行うものとする。

9 費用負担等

- (1)返礼品の提供価格及び送料は、区が負担する。
※協力事業者への支払いは、中間事業者より行う(上記「8 支払いの流れ」参照)。
- (2)返礼品の回収及び再発送、代替品等による補償及び交換等に要する経費(返礼品・送料等)、その他苦情対応に要する経費は、協力事業者の負担とする。
ただし、配送業者の瑕疵による場合は、当該配送業者との取り決めにより対応するものとする。その他、責めに帰さない理由による場合は、再発送の前に区と協議し、その費用負担を決定する。

(3)天災等の不可抗力事由により、返礼品を提供することができない場合の費用の負担については、区と協議の上で対応するものとする。

<費用負担等>

リスク内容	過失	費用	区	協力事業者
返礼品の内容相違、返礼品の品質問題等による返礼品の回収・再発送	協力事業者	返礼品	負担しない	負担する
		送料等	負担しない	負担する
特別な事情による返礼品の回収・再発送	寄付者	返礼品	協議により対応する	
		送料等		
配送事故・不達等	配送業者	返礼品	負担しない	配送業者との取り決めによる
		送料等	負担しない	
天災等の不可抗力事由によるもの	いずれも該当なし	返礼品	協議により対応する	
		送料等		

10 協力事業者の特典等

- (1)返礼品として決定した場合は、返礼品の画像、紹介文、事業者名等を、区が利用するふるさと納税ポータルサイト等に掲載する。
- (2)返礼品発送時に、送料に影響しない範囲で自社の商品カタログ・チラシ等を同梱して発送することができる。
- (3)区のふるさと納税の協力事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができる。

11 応募方法

(1)受付期間

随時募集を行う。

なお、採用可否の決定時期および提供開始時期は以下の通りを予定している。

申請受付	決定時期	提供開始時期
令和8年6月30日まで	令和8年9月頃	令和8年10月頃
令和8年9月30日まで	令和8年12月頃	令和9年1月頃
令和8年12月28日まで	令和9年3月頃	令和9年4月頃
令和9年3月31日まで	令和9年6月頃	令和9年7月頃

※総務省による審査状況によって、決定時期、提供開始時期が前後する場合がある。

(2) 提出書類

① 初めて返礼品を申請する場合

ア) 板橋区ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書

イ) 板橋区ふるさと納税返礼品提案書

※地場産品基準第3号にて申請する場合は、地場産品基準第3号における証明書を併せて提出する。

※返礼品の審査に当たり、追加で資料の提出を求める場合がある。

ウ) 納税証明書(直近2年分の個人事業主住民税または法人住民税)

エ) 事業者の活動内容がわかる資料(事業者概要、パンフレット等)

※事業者概要について、ホームページ等で確認ができる場合は、その URL を提出時に示すことで書類等の提出を省略することができる。

② 返礼品を追加する場合

ア) 板橋区ふるさと納税返礼品提案書

※地場産品基準第3号にて申請する場合は、地場産品基準第3号における証明書を併せて提出する。

(3) 提出方法

電子メール

※件名の先頭に事業者名を入れること

例)【事業者名】返礼品協力事業者登録書類の提出

(4) 提出先

板橋区政策経営部経営戦略課経営適正化係

E-mail: ita-furusato@city.itabashi.tokyo.jp(協力事業者専用アドレス)

12 協力事業者・返礼品の決定通知・登録

- (1) 申請があった場合、申請内容を総合的に審査し、区が適当と認めたものについて、協力事業者・返礼品として決定のうえ、審査結果を区から申請者に通知する。
- (2) 協力事業者と中間事業者が返礼品提供にかかる契約を締結し、返礼品の登録を行う。
- (3) 返礼品として登録された商品は、ふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載される。
- (4) 協力事業者の登録は、登録決定の日から、特段の事由(※)がない限り自動更新されるものとする。
※特段の事由…協力事業者の登録取下げ、協力事業者が取扱う全返礼品の登録取下げまたは更新不承認等
- (5) 返礼品の登録の有効期間は、登録決定の日から、令和9年9月30日までとする。それ以降も引続き登録を希望する場合は、令和9年6月30日までに、継続の手続き(項番14に詳述)を行うこと。手続きが行われない場合は、有効期間経過後に完全に失効し、返礼品登録を廃止するものとする。

13 登録内容の変更・取下げ

登録済の協力事業者情報や返礼品内容を変更する場合、廃業や返礼品としての取扱いを辞退したい場合は、概ね1か月前まで以下書類を区に提出するとともに、中間事業者に必要な対応を行うこと。

(1) 協力事業者情報の変更・取下げ

板橋区ふるさと納税返礼品協力事業者(変更・取下げ)申請書

(2) 返礼品登録内容の変更・取下げ

①板橋区ふるさと納税返礼品(変更・取下げ)申請書

(変更の場合のみ)②板橋区ふるさと納税返礼品提案書

※地場産品基準第3号に該当の返礼品の場合は、地場産品基準第3号における証明書を併せて提出する。

14 返礼品登録の更新

令和9年9月30日の有効期間以降も返礼品登録の継続を希望する場合は、5月末までに区から送付される以下書類に必要な事項を記入の上、令和8年6月30日までに区に提出すること。手続きが行われない場合は、有効期間経過後に完全に失効し、返礼品登録を廃止するものとする。

(1) 板橋区ふるさと納税返礼品 継続確認書

15 留意事項

- (1) 協力事業者は、区または中間事業者から提供された寄付者の個人情報(個人情報が記載された資料を含む)及びふるさと納税返礼品提供に係る業務で知りえた個人情報を、東京都板橋区個人情報保護法施行条例(令和4年12月19日条例第54号)及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。また、当該情報は、返礼品の送付目的以外に利用することができない。
- (2) 協力事業者は、返礼品決定後、区が契約する中間事業者から業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合は、指定された期限までに対応すること。
- (3) 協力事業者は、返礼品の販売中止、品質及び発送の過程での事故等の問題が発生した場合は、速やかに区及び中間事業者へ報告すること。
- (4) 返礼品は、寄付者が選択した場合に限り送付を依頼する。そのため、送付を依頼しない場合もあることを了承すること。
- (5) 返礼品の提供に係る事故、苦情、トラブル等に関しては、協力事業者が真摯に対応して解決に努め、その内容については中間事業者を通じて速やかに区に報告すること。
なお、品質等による保証やクレーム対応については、区は一切の責任を負わない。
- (6) 協力事業者として登録したことにより、協力事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は一切の責任を負わない。
- (7) 協力事業者は、返礼品提供に係る業務において、区又は第三者に損害を与えた場合

は、その損害を賠償しなければならない。損害を受けた第三者の求めに応じ、区が損害を賠償した時は、区は協力事業者に対して求償権を有するものとする。

- (8) 返礼品の在庫状況により、一部のポータルサイトのみの掲載となる場合がある。また、ポータルサイトが定める基準により、掲載までに一定期間を要する場合や掲載ができない場合がある。
- (9) ポータルサイトに掲載する又はすでに掲載した内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きをもって区及び中間事業者に連絡し、内容の変更を行うこと。
- (10) 登録申請等に当たり提出された書類、資料の返却は行わない。また、それらに要する一切の費用は、協力事業者の負担となる。
- (11) 区又は中間事業者の求めに応じて、区の板橋区ふるさと納税に関する各種PRに協力すること。
- (12) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、区と協議の上、解決するものとする。

16 協力事業者及び返礼品登録の解除

以下に該当する場合、区は協力事業者及び返礼品の登録を解除し、取扱いを停止することがある。

- (1) 協力事業者が区に登録の取下げを申し出たとき
- (2) 協力事業者の要件や返礼品の選定基準を満たしていないことが判明したとき
- (3) 登録内容に虚偽があったとき
- (4) 住民税等の滞納が判明したとき
- (5) 総務省から個別の返礼品の見直し要請があったとき
- (6) 返礼品の生産、製造もしくは販売が廃止され、または中止される等、返礼品の取扱いに支障があると区が判断したとき
- (7) 区のイメージを損なう等、区又は寄付者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき
- (8) 上記のほか、区が協力事業者または区の返礼品として不適切と判断したとき

17 問合せ先

- (1) 返礼品・協力事業者登録について

さとふるサポートセンター(株式会社さとふる)

E-mail:cs@satofull.co.jp

受付時間:10:00~17:00(祝祭日・特定休業期間を除く平日)

- (2) 区のふるさと納税全般について

板橋区政策経営部経営戦略課経営適正化係

住所:〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番1号

電話:03-3579-2060

E-mail:ita-furusato@city.itabashi.tokyo.jp(協力事業者専用アドレス)

<別表1> 地場産品基準(抜粋)

基準		具体的例示
1号	板橋区内で生産されたものであること	板橋区内で生産された野菜・果実等
2号	板橋区内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区で生産された野菜及び果実等を原料に板橋区外で加工・製造したもの <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造に用いる牛乳のうち、板橋区内で生産された牛乳を約1割使用し、板橋区外で製造したアイスクリーム ・スチール缶の原材料となる鉄を板橋区内で製造し、そのスチール缶を使用したビール
3号	板橋区内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているもの	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区外で生産された豚肉を板橋区内で調理・加工した豚肉加工品 ・板橋区外で生産された原材料を用いて、板橋区内の醸造所で醸造した酒 <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で生産し、板橋区内事業者が検品を行っているラジオ ・板橋区外で生産されたビールに板橋区内団体のオリジナルシールを貼ったもの
4号	板橋区において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)。	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区産のコメを含むが複数の団体の区域を管轄する事業所が板橋区外で生産されたコメとブレンドし「板橋区産米」として出荷している商品 <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区内で生産されたものと板橋区外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム
7号 (宿泊以外)	板橋区内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が本区に相当程度関連するもの	<p>[認められると考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区内の果樹園で行うモモ狩り体験 ・板橋区内にある空き家の見回り代行サービス <p>[認められないと考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区内にある全国的に展開している飲食店における飲食 ・板橋区内にある全国的に展開している美容施設での施術
7号の2 (宿泊)	板橋区内に所在する宿泊施設であって、東京都内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、東京都外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務。	
7号の3イ (宿泊 5万円以下)	板橋区内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき、一人あたり五万円を超えないもの	